「豊岡鞄」地域ブランド 参加マニュアル

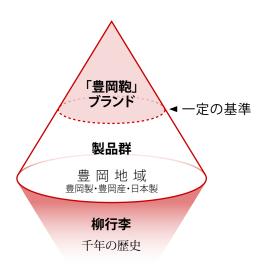


豊岡で育まれ ものづくりの長い歴史と職人の技術が生んだ 優れた鞄を消費者に安心して使って頂く

1. 「豊岡鞄」地域ブランドの解説(目的、共有財産、コンセプト)

■「豊岡鞄」地域ブランドとは

豊岡市で作られた鞄は「豊岡産」「豊岡製」「日本製」などと呼ぶことができます。それら豊岡産の鞄の中でも、兵庫県鞄工業組合が定めた基準を満たす企業によって生産され、審査に合格した製品を「豊岡鞄」と認定しています。「豊岡鞄」は、2006年11月10日に特許庁に地域団体商標として認定された兵庫県鞄工業組合の登録商標です。



•商標の権利者

「豊岡鞄」は、兵庫県鞄工業組合の登録商標です。

• 商標使用の企業条件

兵庫県鞄工業組合の組合員であり、かつ「豊岡鞄」地域ブランドマニフェストに署名して内容を遵守する企業。

・商標使用の製品条件

兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」地域ブランド委員会が製品 基準に基づき審査し、合格の認定を与えた製品。

■豊岡は、千年の伝統をもつ鞄の産地です

「鞄の街 豊岡」は、奈良時代から始まる柳細工を起源とし、江戸時代に柳行李生産の隆盛をむかえ、大正以降はその伝統技術と流通経路を基盤に、新素材への挑戦とミシン縫製技術の導入により鞄の生産地となりました。今日では、トータルファッションの重要アイテムとしての鞄・バッグの産地、「日本製の鞄」を生産する拠点として全国から注目を集めています。

■「豊岡鞄」地域ブランドをつくる目的

兵庫県鞄工業組合が地域団体商標(地域ブランド)を取得した目的は、「鞄の生産地」としての豊岡の認知度を全国的に高め、各企業の製品の売上げ増加と地場産業の成長・発展をめざすことにあります。優れた製品を「豊岡鞄」と認定することでお客様に安心してご使用頂き、また各企業は自社ブランドと併用して「豊岡鞄」という地域ブランドを持つことにより、自社製品への信用をより高く維持することができるようになります。

■地域の共有財産

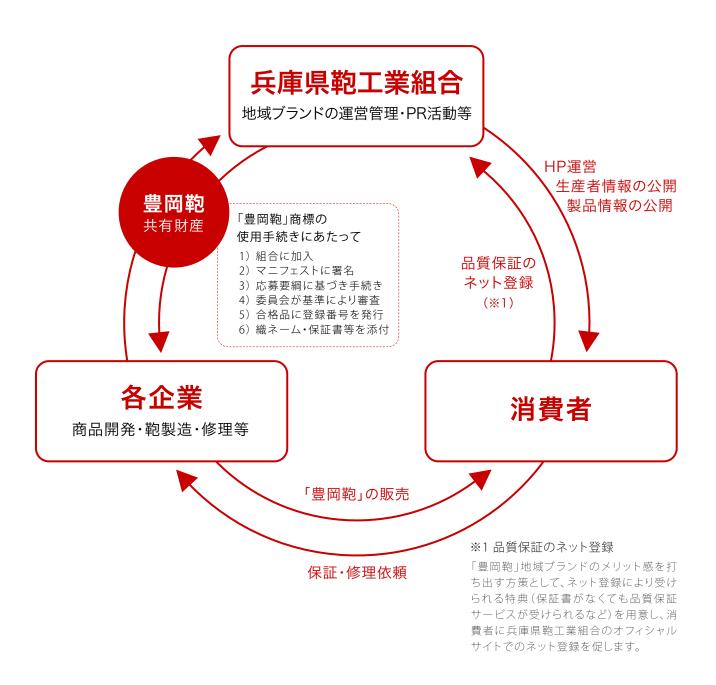
「豊岡鞄」地域ブランドは、兵庫県鞄工業組合と各企業、そして地域の共有財産です。一つの企業だけで事業を推進するのではなく、地域の共有財産として兵庫県鞄工業組合を中心にして「豊岡鞄」地域ブランドを育てることで、その価値を高めていきます。そして、「豊岡鞄」地域ブランドを"豊岡市を代表する地場産業"として全国の消費者に向けてPR・発信していきます。

■「豊岡鞄」地域ブランドのコンセプト

"豊岡で育まれ ものづくりの長い歴史と 職人の技術が生んだ 優れた鞄を消費者に安心して使って頂く"

2. 仕組みと運営

■「豊岡鞄」地域ブランドの仕組み



■「豊岡鞄」地域ブランドの運営について

「豊岡鞄」は、兵庫県鞄工業組合の登録商標です。

兵庫県鞄工業組合の中に「豊岡鞄」地域ブランド委員会を設置して、「豊岡鞄」の管理・運営を行なっています。主な業務として、製品認定審査会の開催・審査、ブランド要綱の検討・改善、製品展示会・販売窓口、カタログ作成、オフィシャルサイト運営などを行なっています。

3. 製品保証とネット登録

■「豊岡鞄」の製品保証について

「豊岡鞄」地域ブランドの認定を受けた製品の保証責任は、兵庫県鞄工業組合ではなく、製品を製造した企業にあ

製造企業の責任における欠陥は、交換および無料修理を含め最善の対応をお約束します。ただし、製品の使用に よる磨耗、航空機利用による損傷、誤用や乱用によるものなどは保証していません。保証でカバーされない交換・ 修理は、有料となります。

■製品保証をネットで登録できます

お買上げ頂きました「豊岡鞄」には、保証書が入っています。この保証書には、その鞄を製造した企業名・認定製品 番号などが記載されております。この保証書の内容を兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」のオフィシャルサイトで登録して 頂くことができます。

【ネット登録のメリット】

- ◎ 保証書を紛失してもネット登録してあれば、大丈夫です。
- ◎ 鞄の保証データを兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」地域ブランド委員会が記録します。
- ◎ 鞄の修理などのお問合せは、兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」地域ブランド委員会にお電話、メール をして下さい。事務局でお調べして、製造企業をお知らせします。

【ネット登録の流れ】

- ①「豊岡鞄」オフィシャルサイトにアクセスし、ネット保証登録ボタンを押します。
- ② 登録フォームに必要事項をご入力ください。 (保証書に印字されているマニフェスト番号、認定製品番号とお客様のお名前、メールアドレス)
- ③ 入力されたメールアドレスに、「お客様番号」を表示したメールが送信されます。 そのメールを大切に保管してください。これで登録完了です。

「豊岡鞄」オフィシャルサイト

http://www.toyooka-kaban.jp



ネット保証登録画面



4. 応募要綱

■「豊岡鞄」地域ブランド 応募要綱

「豊岡鞄」地域ブランドの認定を希望される企業は、下記の要綱をお読み頂き、所定の手続きをお願いします。

■応募資格

兵庫県鞄工業組合に所属し、「豊岡鞄」地域ブランドマニフェスト(別紙)に署名する企業。

■応募製品について

企 画 自社企画・共同企画及び国内外は問いません。

製 造 兵庫県鞄工業組合企業の工場(協力工場・内職)で製造すること。

海外生産は対象外。

半製品の輸入で地域内加工品は対象外。

種 類 鞄の種類は問いません。

ブランド 自社・他社のブランドとの併用は問いません。

材料生地・金具・部品などの原産地は問いません。

■応募方法

所定の「豊岡鞄」地域ブランド製品認定申込書(別紙)に必要事項を記入の上、応募製品1点と共に兵庫県鞄工業組合に、期間内に応募の申込みしてください。応募製品は、審査後に返却致します。応募製品が、ブランド認定された場合は、認定基準品として各企業が責任を持って保管して下さい。

■認定基準

「豊岡鞄」地域ブランドの認定を受ける為には、事業の主旨を理解し、消費者の信頼を損なうことなく、安心して使って頂ける鞄を作り続けることが必要です。

下記の条件を満たしていることを認定審査の基準とします。

- 1.「豊岡鞄」のブランドコンセプトを満たしていること。
- 2. 「豊岡鞄」地域ブランドの製品検査基準(別紙)を満たしていること。
- 3. 法令などで定めた基準・表示義務があれば、それをクリアしていること。
- 4. 他者の権利(特許・実用新案など)を侵害していないこと。
- *そのほか、認定の対象から除外すべき理由があると委員会が判断する場合は、認定対象から除外します。

■認定の取り消し

認定を受けた場合において、下記のようなことがあれば認定を取り消します。

- 1.企業が応募要綱・認定基準を守らなかった場合
- 2. 申請された内容に間違いやうそがあった場合
- 3. 生産された製品が、認定基準品と相違が認められた場合
- 4. その他、認定を取り消すべき理由があると、委員会が判断する場合

■製品の品質保証について

「豊岡鞄」地域ブランドの認定製品の品質保証責任は、兵庫県鞄工業組合ではなく、その製品を製造した企業にあります。企業は、認定審査に提出したサンプルと同等な品質の製品を作ることに責任を持ってください。

■認定製品の仕様変更について

「豊岡鞄」地域ブランドの認定製品を、改良・改善の為仕様変更する場合は、「豊岡鞄」地域ブランド委員会へ速やかに報告しなければならない。その他の理由による仕様変更については、再度認定審査を受けることとする。

■認定の試行期間と正式運用

認定審査の運用については、試行期間を設ける。試行期間は2006年4月1日認定日から2年とし、その間に問題点などを整理し、検討を続け、2008年4月1日より正式運用を開始いたしました。

*「豊岡鞄」地域団体商標は、2006年4月1日に登録申請を行い、同年11月10日に登録認証されました。登録申請後、申請が受理されるまでの期間は「豊岡鞄TM(トレードマークの意味)」として使用し、登録後は、「豊岡鞄®(登録商標の意味)」を使用しています。

■認定組織・審査について

兵庫県鞄工業組合に「豊岡鞄」地域ブランド委員会を設置する。委員会は、兵庫県鞄工業組合員と、必要があれば消費者団体、学識経験者など広い層から理事会が指名した者により組織される。兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」地域ブランド委員会は、製品検査基準に基づき製品を審査をする。その結果、合格の認定を受けた製品に「豊岡鞄」地域ブランド、地域団体商標の使用を認める。

■認定審査・登録の費用

認定審査の申込みには所定の費用(鞄1点につき1,000円)が必要です。また、審査後に認定登録された場合には、 別途に所定の登録費用(鞄1点につき2,000円)が必要となります。

■認定審査の日程

認定審査は、年4回を予定し、その申込み受付期間は、組合より随時連絡します。審査結果は、組合より各社に連絡します。また、調整の上臨時審査会を開くこともあります。

■応募用紙·参考基準一覧

「豊岡鞄」地域ブランド マニフェスト 「豊岡鞄」地域ブランド 製品認定申込書 「豊岡鞄」地域ブランド 製品検査基準

■応募・問合せ先

兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」地域ブランド委員会

〒668-0041 兵庫県豊岡市大磯町1-79 TEL 0796-23-7833 FAX0796-24-2697

附則

施行:2006年4月1日 改正:2011年9月30日

(認定審査・登録費用、製品認定申込書の変更)

改正:2012年7月1日

(認定ツール・使用料金の変更)

5. 企業マニフェスト

「豊岡鞄」地域ブランドマニフェスト宣誓書

兵庫県鞄工業組合 御中 〒668-0041 兵庫県豊岡市大磯町1-79 TEL 0796-23-7833 FAX 0796-24-2697

私は、兵庫県鞄工業組合「豊岡鞄」地域ブランド事業の主旨を理解し、 「豊岡鞄」地域ブランドマニフェストを遵守することを誓います。

年 月 日

住 所:

企業名 :

代表者 : 印

TEL : FAX :

「豊岡鞄」地域ブランドマニフェスト登録番号

「豊岡鞄」地域ブランドマニフェスト

私たちは、「豊岡鞄」地域ブランドコンセプトである「豊岡で育まれ、ものづくりの長い歴史と、職人の技術が生んだ、優れた鞄を、消費者に安心して使って頂く」を守って鞄作りをします。

日本の鞄づくり産地

豊岡市は、柳行李から始まる千年の伝統をもつ鞄の産地です。私たちは、厳選した材料・裁断・縫製加工・仕上げ・検品などの生産体制を整えた豊岡の鞄製造企業です。

「豊岡鞄」地域ブランド

お客様に安心して使って頂くために、兵庫県鞄工業組合で定めた品質基準に基づき、「豊岡鞄」地域ブランド委員会が、認定審査しています。私たちは、審査に合格した製品のみを「豊岡鞄」として商品化します。

企業の責任

「豊岡鞄」地域ブランド製品の品質保証と責任は、製品を製造した私たち企業にあります。兵庫県鞄工業組合が、「豊岡鞄」製品の品質保証や責任を持つものではありません。 私たちは、製造物責任(PL)法に対応して、PL保険に加入しています。

アフターケア

私たちは、「豊岡鞄」地域ブランドの製品保証基準を守り、お客様からの鞄への修理要望・ クレームについて最善の対応をお約束致します。手がけた鞄を通じて、お客様と末永い お付き合いをしたいと考えています。

知的財産権

私たちは、特許・実用新案・意匠等の知的財産権を尊重し、他者の権利を侵害致しません。また、「豊岡鞄」の知的財産権について他からの侵害を許しません。

地域の共有財産

「豊岡鞄」地域ブランドの地域団体商標権は、兵庫県鞄工業組合が所有します。私たちは、 これを地域の共有財産として認識し、その価値を高めるよう努力して、「豊岡鞄」地域ブラ ンドを育てます。

6. 「豊岡鞄」地域ブランド 製品検査基準

審査日 年	月 日 2(合格)・1(不合格)
検 査 項 目	判定基準	判定
1. 素 材		
(1) 生地・皮革のキズ	著しく目立たないこと。外面の穴傷、裂け傷、及びすり傷はないこと。	2 • 1
(2)色違い、色むら、つやむら	外面にあってはないこと、その他の個所にあっては著しく目立たないこと。	2 • 1
2. 縫 製		
(1)糸切れ	ないこと。	2 · 1
(2)針目とび・はずれ・曲がり	ないこと。	2 · 1
(3)糸調子	良好で、上糸、下糸のゆるみが目立たないこと。	2 • 1
(4)針目間隔	間隔のずれが目立たず、等間隔であること。	2 • 1
(5)糸止め	容易に解れないよう、しっかりしていること。	2 • 1
3. 接着		
(1) はがれ	ないこと。	2 • 1
(2) 付落とし、付違い	ないこと。	2 · 1
4. 補 強		
(1)補 強	補強を必要とする個所に、良好に施してあること。 (持手、ベルト、かど、ポケット等の縫製・接着箇所)	2 • 1
5. 操作するもの		
(1)操作するもの	作動が良好であること。	2 • 1
6. 金具及び付属部品		
(1)金具及び付属品	外観・機能に不良のないこと。 付落とし、及び付違いがないこと。	2 • 1
7. 仕 上 げ		
(1)仕上げ加工	鋲打ちなどの仕上げ加工で、強度・機能・外観に不良のないこと。	2 • 1
8. 主観評価		
(1) ブランドコンセプト	豊岡鞄ブランドコンセプトを満たしていること。	2 • 1
申込み受付番号		
検査審査員名		
最 終 判 定	認定・拒否	
	*全ての項目に2(合格)の場合(カみ. 認定とする。

特記事項コメント欄	*全ての項目に2(合格)の場合のみ、認定とする。

7. 「豊岡鞄」地域ブランド 製品認定申込書

申込日]			年	月		日					
①認	定申	込者										
eg	ニフュ	スト都	番号									
企		業	名					担当者名				
②認	定申	込製品]									
製			名									
貴	社	製品	番号							-般	. 🔲	ОЕМ
製	品	サイ	ズ	横			×高		×幅		(単1	立:ミリ)
生	産	する	色									
					素材				付属素材			
材	料	素	材									
		革•帆布										
										1		
予	定	上	代					円(税込)	重量			g
3製	品の	説明	(核	機能・特徴	等のメリ	ノットと	、色落ち等	のデメリット説明	用も含む)			
3製	!品の	説明	(榜	幾能・特徴	等のメリ	Jットと. 	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む)			
3製	!品の	説明 	(核	幾能·特徴:	等のメリ 	Jットと. 	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む)			
3製	!品の 	説明 	(核	機能・特徴:	等のメリー 	Jットと.	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む)			
3製	品の	説明 	(核	幾能·特徴:	等のメリ	Jットと. -	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む) 			
③製	品の	説明 	(榜	幾能·特徴:	等のメリ	Jットと.	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む)			
3製	品の	説明 	(核	幾能·特徴:	等のメリ	Jットと.	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む) 			
3\$	品の	説明	(核	幾能·特徴:	等のメリ	リットと	、色落ち等	のデメリット説明	月も含む)			
③製	品の	説明 	(核	幾能·特徴:	等のメリ	リットと	、色落ち等		月も含む)			
								のデメリット説明	月も含む)			
③製	 品の 				等のメリー 	Jットと.	(色落ち等		月も含む)			
受	付								月も含む) 			
受	付	日番号	1						月も含む) 			
受申议	付	日番号	1		 	月	日 日		月も含む) 			

8. 認定ツールと使用規定

5つのツールがあります。

「豊岡鞄」の認定商品には認定マーク入りツールが使用できます。 保証書・縫着織ネーム・下げ札・取扱い説明書・彫刻スオシ版の5種類。 いずれも有料です。

使用料金と使用義務

 ① 保証書 1枚 20円(1,000枚単位) 必須
② 縫着織ネーム 1枚 17円(100枚単位) 必須
③ 下げ札 1枚 30円(100枚単位) 自由
④ 取扱い説明書 1枚 5円(100枚単位) 自由
⑤ 彫刻スオシ版(デザインシステムA-2) 自由 S(28×10ミリ)、M(48×17ミリ)、L(65×25ミリ)

※③ ~⑤を各社オリジナルで作る場合は「基本デザインシステムガイド」を参照してください。





織ネーム



下げ札



保証書



9. ロゴ使用の基本システムガイド

1. ブランドマーク[メインタイプ]

デザインシステム: **A-1** [タテ型 英文あり]



豊岡鞄。

デザインシステム: **A-2** [ヨコ型 英文あり]



デザインシステム: **B-1** [タテ型 英文なし]



豊岡鞄®

デザインシステム: **B-2** [ヨコ型 英文なし]



2. ブランドマーク[サブタイプ]

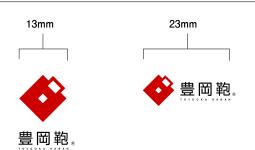
デザインシステム: **C-1** [タテ型]

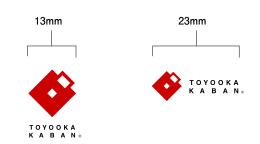


デザインシステム: C-2 [ヨコ型]



3. 最小使用サイズ

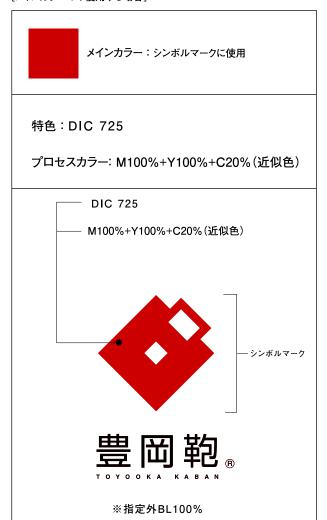






4. カラー規定

[メインカラーのみ使用する場合]



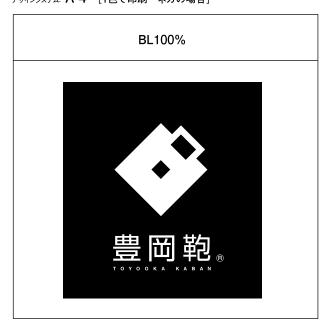
デザインシステム: **A-3** [1色で印刷 ポジの場合]



デザインシステム: **D-1** [サブカラーも使用する場合] ※デザイン・印刷適正を考慮の上、使用してください



デザインシステム: **A-4** [1色で印刷 ネガの場合]







兵庫県鞄工業組合 「豊岡鞄」地域ブランド委員会

〒668-0041 兵庫県豊岡市大磯町1-79 TEL.0796-23-7833 FAX.0796-24-2697

http://www.toyooka-kaban.jp